

中華人民共和國國務院令

第 512 号

《中華人民共和國企業所得稅法實施條例》はずでに 2007 年 11 月 28 日に國務院第 197 次常務會議を通過したので、ここに公布し、2008 年 1 月 1 日より施行する。

総 理 温家宝

2007 年 12 月 6 日

中華人民共和國 企業所得稅法實施條例

第一章 総 則

第一条 《中華人民共和國企業所得稅法》（以下「企業所得稅法」と称する）の規定に基づいて本條例を制定する。

第二条 企業所得稅法第一条で言う所の個人獨資企業と合名企業は中国の法律と行政法規に照らして設立された個人獨資企業と合名企業を指す。

第三条 企業所得稅法第二条で言う所の中国国内に設立された企業は、中国の法律と行政法規により中国内に設立された企業・事業単位・社会団体およびその他収入を取得する組織を包括する。

企業所得稅法第二条で言う所の外国（地域）の法律により設立された企業は、外国（地域）の法律により設立された企業とその他収入を取得する組織を包括する。

第四条 企業所得税法第二条で言う所の実際の管理機構は、企業の生産経営・人員・記帳・財務など実際の実質的な全面的な管理と統制をする機構を指す。

第五条 企業所得税法第二条第三項で言う所の機構と拠点は、中国国内で生産販売活動に従事する機構と拠点で、下記のものを包括する。

- (一) 管理機構・営業機構・事務機構
- (二) 工場・農場・自然資源を開発採取する拠点
- (三) 労務を提供する拠点
- (四) 建築・据付・組立て・修理・探査などの作業拠点
- (五) その他生産経営活動する機構と拠点

非居民企業が営業代理人に委託して中国国内で生産経営活動に従事する時、個人或は組織体に代理で契約調印或は貯蔵・貨物交付などを委託することを含めて、当該営業代理人を非居民企業が中国国内に設立した機構・拠点と見做す。

第六条 企業所得税法第三条で言う所の所得は、貨物販売所得・労務提供所得・財産譲渡所得・株式配当と利益配当などの権益性投資所得・利息所得・賃貸料所得・特許権使用費所得・寄贈を受けた所得とその他の所得を含む。

第七条 企業所得税法第三条で言う所の所得の来原の中国内外の区分は、下記の原則に照らして確定する。

- (一) 貨物販売所得は、取引活動が発生した場所とする。
- (二) 労務提供所得は、労務発生地とする。
- (三) 財産譲渡所得は、不動産譲渡所得は不動産の所在地とし、動産譲渡所得は企業・機構・拠点の所在地とし、権益性の投資資産譲渡所得は投資された企業の所在地とする。
- (四) 株式配当金と投資配当金は所得を分配する企業の所在地とする。
- (五) 利息所得・賃貸料所得・特許権使用費所得は所得を支払う企業或は機構・拠点の所在地とし、或は所得を負担・支払う個人の住所とする。
- (六) その他の所得は、國務院の財政・税務主管部門が決定する。

第八条 企業所得税法第三条で言う所の実際に関係するとは、非居民企業が中国国内

に設立した機構・拠点が、所得を得るために株券・債権を所有し、所得を取得する財産などを所有し管理し支配することを指す。

第二章 納税すべき所得

第一節 一般規定

第九条 企業が納税すべき所得額の計算規定は、権利と義務の発生主義を原則とし、当期の収入と費用に属するものは、その収入・支払いの有無に関わらず、均しく当期の収入と費用にする。当期の収入と費用に属さないものは、すでに当期に収入し支払っていてもすべて当期の収入と費用にしない。本条例と国务院財政・税務主観部門の別の規定があるものは除外する。

第十条 企業所得税法第五条に言う所の損失は、企業が企業所得税法及び本条例の規定に従い、各納税年度の収入総額から非課税収入、免税収入及び各種の控除費用を減額した後の負となる金額を指す。

第十一条 企業所得税法第五十五条に言う所の清算所得は、企業の全資産の正味実現可能価格或いは取引価格から資産の純額、清算費用及び関連する税金・費用等を控除した後の残額を指す。

投資方企業が被清算企業から分配を受ける残余財産のうち、被清算企業の未分配利益累計額及び積立金累計額の中から取得する部分は配当所得と確定する。残余財産から上記配当所得を控除した残額は、企業の投資原価部分を超過した或いは下回る部分として、投資資産譲渡所得或いは損失とする。

第二節 収入

第十二条 企業所得税法第六条に言う所の企業が取得する貨幣形式の収入には、現金、預金、売掛金、受取手形、及び満期まで保有する予定の債券投資及び債務免除などが含まれる。

企業所得税法第六条に言う所の企業が取得する非貨幣形式の収入には、固定資産、生物資産、無形資産、持分投資、棚卸資産、満期まで保有する予定のない債券投資、労務及び

權益等が含まれる。

第十三条 企業所得税法第六条に言う所の企業が非貨幣形式を以って取得する収入は、公正価格に基づき収入額を確定する。

前項に規定する公正価格とは、市場価値に基づいて確定した価値を指す。

第十四条 企業所得税法第六条第(一)号に言う所の貨物販売収入は、企業の商品、製品、原材料、包装物、低額消耗品及びその他棚卸資産の販売により取得する収入を指す。

第十五条 企業所得税法六条第(二)号に言う所の労務提供収入は、企業による建築・据付、修理・補修、運輸、貯蔵・リース、金融保険、郵便・電信、コンサルティング、文化・体育、科学研究、技術サービス、教育・訓練、飲食・宿泊、仲介・代理、衛生保険、地域サービス、観光、エンターテイメント、加工及びその他の労務サービス活動により取得する収入を指す。

第十六条 企業所得税法第六条第(三)号に言う所の財産譲渡収入は、企業が固定資産、生物資産、無形資産、持分、債権等の財産譲渡により取得する収入を指す。

第十七条 企業所得税法第六条第(四)号に言う所の株式配当金と投資配当金等の權益性投資収入は、企業が持分投資を起因として被投資者より取得する収入を指す。

株式配当金と投資配当金等の權益性投資収入は、国务院財政、稅務主管部門が別途規定する場合を除き、被投資者が利益配当を決定した時点をもって収入とする。

第十八条 企業所得税法第六条第(五)号に言う所の利息収入は、企業が資金を他者の使用に供するが持分投資を構成しない、或いは他者が当該企業の資金を占有することに起因して取得する収入を指し、預金利息、貸付金利息、債券利息、借越利息などの収入が含まれる。

利息収入は、契約に定める債務者の利息支払期日を収入実現とする。

第十九条 企業所得税法第六条第(六)号に言う所の賃貸料収入は、企業が固定資産、包装物或いはその他有形資産の使用権を提供して取得する収入を指す。

賃貸料収入は、契約に約定する賃借人の賃貸料支払期日を以って収入実現とする。

第二十条 企業所得税法第六条第(七)号に言う所の特許権使用費収入は、企業が特許権、非特許技術、商標権、著作権及びその他特許権の使用の権利を提供することにより取得する収入を指す。

特許権使用費収入は、契約に約定する特許権使用者の特許権使用費支払期日を以って収

入実現とする。

第二十一条 企業所得税法第六条第(八)号に言う所の寄付受入れ収入は、企業が受贈するその他企業、組織或いは個人から無償で提供される貨幣資産、非貨幣資産を指す。

寄付受入れ収入は、寄付受入れ資産の実際受取時点を以って収入の実現とする。

第二十二条 企業所得税法第六条第(九)号に言う所のその他収入は、企業が取得する企業所得税法第六条第(一)号から第(八)号に定める収入以外のその他収入を指し、資産差益、期限を過ぎても返却されない包装物の保証金収入、確実に返済不能な未払代金、貸倒損失処理後に回収した売掛金、債務整理収入、補填収入、違約金収入、為替収益等が含まれる。

第二十三条 企業の下記生産経營業務は各期に区分して収入を確定することができる。

(一) 割賦販売方式により物品を販売する場合、契約で約定する代金の受取期日を以って収入を確定する。

(二) 企業が受託する大型機械設備、船舶、航空機の製造加工、及び建築、据付、組立工事の業務或いはその他役務提供等で、期間が12か月を超過する場合、納税年度内の進捗度或いは完成作業量に基づき収入の実現とする。

第二十四条 製品の分配方式により収入を得る場合、企業が製品を取得した時点を収入の実現とし、その収入額は製品の公正価格に基づいて確定する。

第二十五条 企業で行われる非貨幣資産の交換、及び貨物、財産、役務を用いて寄贈、返済、賛助、資金募集、広告、見本品提供、従業員福利或いは利益分配を行う場合は、国务院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、物品販売、財産譲渡或いは役務の提供と見なす。

第二十六条 企業所得税法第七条第(一)号に言う所の財政分配金は、各階層の人民政府機関が予算管理納入事業機関、社会团体等の組織に対して割当てする財政資金を指すが、国务院及び国务院財政、税務主管部門が別途規定するものは除外する。

企業所得税法第七条第(二)号に言う所の行政事業性收費は、企業が法律法規などの関連規定により、国务院が規定する批准手続に従い、社会公共管理の実施、及び公民、法人或いはその他の組織への特定公共サービスの提供過程において、特定の対象より受領し、財政管理に組入れられる料金を指す。

企業所得税法第七条第(二)項に言う所の政府性基金は、企業が法律、行政法規等の関

連規定に基づき、政府に代わり受領する専門的用途を有する財政資金を指す。

企業所得税法第七条第（三）号で称する国务院の規定するその他の非課税収入は、企業が取得し、国务院財政、税務主管部門が規定する、専門的用途を有し且つ国务院の批准を得た財政資金を指す。

第三節 控除

第二十七条 企業所得税法第八条に言う所の関係のある支出は、収入の獲得に直接的な関連性を有する支出を指す。

企業所得税法第八条に言う所の合理的な支出は、生産経営活動において通常見られる、当期の損益に計上すべき、或いは関連する資産の取得原価に計上すべき必要且つ正常な支出を指す。

第二十八条 企業で発生した支出は収益的支出及び資本的支出に分けられる。収益的支出は発生した当期に直接控除し、資本的支出は各期に区分して控除すべき、或いは関連する資産の取得原価に計上すべきであり、発生当期に直接控除できない。

企業の非課税収入のために支出、形成した費用或いは財産は、控除或いは相応の減価償却計算を通じた控除ができない。

企業所得税法及び本条例で別途規定するものを除き、企業で実際に発生した原価、費用、税金、損失及びその他支出は重複して控除することはできない。

第二十九条 企業所得税法第八条に言う所のコストは、企業の生産経営活動の過程において発生する売上コスト、販売コスト、業務支出及びその他費用を指す。

第三十条 企業所得税法第八条に言う所の費用は、企業の生産経営活動の過程において発生する、既に原価に計上された関連費用を除く販売費用、管理費用及び財務費用を指す。

第三十一条 企業所得税法第八条に言う所の税金は、企業で実際に発生する、企業所得税及び売上増値税と相殺計算可能な仕入増値税以外の各種税金及びその附加費を指す。

第三十二条 企業所得税法第八条に言う所の損失は、企業の生産経営活動において発生した固定資産及び棚卸資産の棚卸差損、破損、廃棄損失、財産譲渡損失、陳腐化損失、貸倒損失、及び自然災害等不可抗力による損失及びその他の損失を指す。

企業で発生した損失から責任者による賠償及び保険賠償金を控除した後の残額は、国务院財政、税務主管部門の規定に従い損金控除する。

企業が既に損失として処理した資産が、翌期以降の納税年度に全て或いは一部回収された場合には当期の収入に計上する。

第三十三条 企業所得税法第八条に言う所のその他支出は、コスト、費用、税金、損失以外の、企業の生産経営活動において発生する生産経営活動に関連する、合理的な支出を指す。

第三十四条 企業で発生した合理的な賃金給与は、控除することができる。

前項に言う所の賃金給与とは、企業が納税年度毎に本企業に勤務する或いは雇用関係にある従業員に支払う、現金或いは非現金形式による全ての労働報酬を指し、基本給、賞与、手当、補填、年末賞与、残業代及び職位或いは雇用に関係するその他の支出が含まれる。

第三十五条 企業が国務院の関連主管部門或いは省レベルの人民政府が規定する範囲及び基準に従って、従業員のために納付する基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費、労働災害保険費、育児保険費などの基本社会保険費及び住宅積立金は控除することができる。

企業が投資者或いは従業員に支払う補充養老保険費、補充医療保険費は、国務院財政、税務主管部門が規定する基準の範囲内において、控除することができる。

第三十六条 企業が国家规定に従い、特殊な職種の従業員に支払う人身安全保険料及び国務院財政、税務主管部門が規定する控除可能なその他商業保険料を除く、企業が投資者或いは従業員に支払う商業保険料は、控除することができない。

第三十七条 企業の生産経営活動において生じた合理的且つ資本化が不要な借入費用は控除することができる。

企業が購入、建設する固定資産及び無形資産及び12ヶ月以上の建造期間を経て販売可能な状態になると予定される棚卸資産に関連して生じる借入金の、関連資産の購入建設期間中に発生する合理的な借入費用は、資本的支出として、関連する資産の原価に算入し、本条例規定に従って控除する。

第三十八条 企業の生産経営活動において発生する以下の利息支出は、控除することができる。

(一) 非金融企業の金融企業からの借入金利息支出、金融企業の各種預金利息及びコールローン利息支出、企業が許可を経て発行した債券の利息支出

(二) 非金融企業の非金融企業からの借入にかかる利息支出のうち、金融企業の同時期・

同類の貸付金利率に基づき計算される金額を超えない部分

第三十九条 企業の貨幣取引において及び納税年度終了時の人民元以外の貨幣性資産、負債を期末人民元の間為替レートに応じて人民元に換算して生じた為替損失は、既に関連する資産の取得原価に計上するもの及び所有者の利益分配に用いられる関連部分を除き、控除することができる。

第四十条 企業で発生する従業員の福利費用の支出は、給与総額の14%を限度として控除することができる。

第四十一条 企業が支給する労働組合経費の支出は、給与総額の2%を限度として控除することができる。

第四十二条 国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、企業で発生した従業員の教育経費支出は、給与総額の2.5%を限度として、控除することができ、超過部分は翌期以降の年度に繰越すことができる。

第四十三条 企業で発生する生産経営活動と関係のある交際費支出は、実際発生額の60%を控除することができるが、当年売上（営業）収入の0.5%を上限とする。

第四十四条 企業の各納税年度で生じる、条件に合致する広告費及び業務宣伝費支出は、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、当年売上（営業）収入の15%を限度として控除することができ、超過部分は翌期以降の年度に繰越すことができる。

第四十五条 企業が法律、行政法規の関連規定に従い引当てる、環境保護、生態系回復等の特定資金は控除することができる。上記特定資金を取得した後、用途を変更する場合は控除することはできない。

第四十六条 企業が財産保険に加入する場合、規定に従って納付する保険料は控除することができる。

第四十七条 企業が生産経営活動の必要に応じて賃借する固定資産の支払リース料は、下記の方法に従って控除する。

（一）オペレーティングリース方式により賃借する固定資産の発生リース料支出はリース期間に応じて均等に控除する。

（二）ファイナンスリース方式により賃借する固定資産の発生リース料支出は、規定に従って計上するリース固定資産の価額を基礎に計算される減価償却費を、各期に応分して控除する。

第四十八条 企業で発生する合理的な労働保護支出は控除することができる。

第四十九条 企業間で支払う管理費用、企業内部の部門間の支払リース料及び特許権使用料、及び非銀行企業内の部門間の支払利息は、控除することができない。

第五十条 非内国企業が中国国内に設立した機構、場所において、その中国国外の総機構で発生する、当該機構、場所の生産経営と関係のある費用は、総機構が費用の集計範囲、算定根拠、配分基準及び方法等の証明書類を提供でき、合理的に配分される限りにおいて控除することができる。

第五十一条 企業所得税法第九条に言う所の公益性寄付金支出は、企業が、公益性社会团体或いは県レベル以上の人民政府及びその部門を通じて行う、《中華人民共和国公益事業寄贈法》に規定する公益事業に用いる寄贈支出を指す。

第五十二条 本条例第五十一条に言う所の公益性社会团体は、同時に以下の条件に合致する基金会、慈善組織などの社会团体を指す。

- (一) 法に従い登録され、法人としての資格を具備していること
- (二) 公益事業の発展を旨とし、営利を目的としないこと
- (三) 全ての資産及びその価値の増加は当該法人に帰属すること
- (四) 収益および運営剰余金は主に当該法人の創設目的の事業に用いられること
- (五) 終了後の剰余財産はいかなる個人或いは営利組織にも帰属しないこと
- (六) 設立目的と無関係な業務に従事しないこと
- (七) 健全な財務会計制度を有すること
- (八) 寄贈者はいかなる形式においても社会团体の財産分配に関与しないこと
- (九) 国务院財政、税務主管部門会が国务院民生部門等の登録管理部門と共に規定するその他の条件を充足すること

第五十三条 企業で発生する公益性寄付支出は、年度利益総額の12%を限度として控除することができる。

年度利益総額は、企業が国家統一の会計制度の規定に従って算定する、年度会計利益を指す。

第五十四条 企業所得税法第十条第(六)号に言う所の賛助支出は、企業で発生する生産経営活動とは無関係の各種の非広告的性質を有する支出を指す。

第五十五条 企業所得税法第十条第(七)号に言う所の承認を経ていない準備金支出は、

国务院財政、稅務主管部門が定める各種資産の減損引当、リスク引当等の準備金支出を指す。

第四節 資産の稅務處理

第五十六條 企業の各種資産には、固定資産、生物資産、無形資産、長期前払費用、投資資産、棚卸資産等が含まれ、取得原価を稅額計算の算定基準とする。

前項で述べる取得原価は、企業が各種資産を取得した時に実際に生じた支出を指す。企業の各種資産の保有期間における資産の価値増加或いは損失は、国务院財政、稅務主管部門の規定により損益と確定するものを除き、当該資産の稅額算定基準を調整することはできない。

第五十七條 企業所得稅法第十一条に言う所の固定資産は、企業が製品生産、役務提供、リース或いは經營管理のために所有する、使用期間が12ヶ月を超える非貨幣性資産を指し、建物、構築物、機器、機械、車両運搬具及びその他生産經營活動と関係のある設備、器具、工具等が含まれる。

第五十八條 固定資産は以下の方法により稅額算定基準を確定する。

(一) 購入した固定資産は、購入価格及び関連する稅金支出及び当該資産を予定された用途に供するまでに生じた、当該資産に直接帰属する他の支出を以って稅額の算定基準とする。

(二) 自ら建設した固定資産は、竣工決算前に発生した支出を以って稅額の算定基準とする。

(三) ファイナンスリース固定資産は、リース契約で約定する支払総額に、賃借人のリース契約締結の過程において生じた関連費用を加算した額を以って稅額の算定基準とする。リース契約において支払総額が未約定である場合は、当該資産の公正価格に、賃借人のリース契約締結の過程において生じた関連費用を加算した額を以って稅額の算定基準とする。

(四) 棚卸差益固定資産は、同類の固定資産の再調達価格を以って稅額の算定基準とする。

(五) 贈与、投資、非貨幣性資産の交換、債務再編等の方式により取得した固定資産は、当該資産の公正価格に、関連する稅額支出を加算した額を以って稅額の算定基準とする。

(六) 改造する固定資産は、企業所得稅法第十三条第(一)項及び第(二)項に規定する支出を除き、改造過程において生じる改造支出を以って稅額の算定基準とする。

第五十九条 固定資産は定額法に基づき算定した減価償却額を控除する。

企業は固定資産の使用を開始した翌月から減価償却の計上を行う。使用を停止した固定資産は、使用を停止した翌月から減価償却の計上を停止する。

企業は固定資産の性質及び使用状況に応じて、固定資産の残存価額を合理的に確定する。固定資産の残存価額は確定後、変更できない。

第六十条 国務院財政、税務主管部門が規定する場合を除き、固定資産における減価償却の最低年数は以下の通りとする。

- (一) 建物、構築物の場合：20年
- (二) 航空機、鉄道車両、船舶、機器、機械及びその他生産設備の場合：10年
- (三) 生産、経營業務に関連する器具、工具、家具の場合：5年
- (四) 航空機、鉄道車両、船舶以外の運搬工具の場合：4年
- (五) 電子設備の場合：3年

第六十一条 石油、天然ガス等の鉱産資源の採掘に従事する企業における、商業生産を開始する前に生じた費用及び関連固定資産の控除、償却方法は、国務院財政、税務主管部門が別途規定する。

第六十二条 生産性生物資産は、以下の方法を以って税額の算定基準とする。

- (一) 購入した生産性生物資産は、購買対価及び支払った関連税額を以って税額の算定基準とする。
- (二) 寄贈、投資、非貨幣性資産の交換、債務再編等の方式により取得した生産性生物資産は、当該資産の公正価格に、関連する税金支出を加算した額を以って、税額の算定基準とする。

前項で称する生産性生物資産とは、企業の農産物の産出、役務の提供或いは貸与のために所有する生物資産を指し、経済林、薪炭林、産畜及び役畜などが含まれる。

第六十三条 生産性生物資産は定額法に基づき算定した減価償却額を控除することができる。

企業は生産性生物資産の投入使用の翌月から減価償却の計上を開始し、使用を停止した生産性生物資産は、使用を停止した翌月から減価償却の計上を停止する。

企業は生産性生物資産の性質及び使用状況に応じて、生産性生物資産の残存価額の合理的な確定を行う。生産性生物資産の残存価額は確定後、変更できない。

第六十四条 生産性生物資産における減価償却の最低償却年数は以下の通りとする。

(一) 林木類の生産性生物資産の場合：10年

(二) 畜類の生産性生物資産の場合：3年

第六十五条 企業所得税法第十二条に言う所の無形資産は、企業が製品生産、役務提供、貸与、または経営管理のために保有する、実物形態を有さない非貨幣性長期資産を指し、特許権、商標権、著作権、土地使用権、非特許技術、営業権などが含まれる。

第六十六条 無形資産は以下の方法を以って税額の算定基準とする。

(一) 購入した無形資産は、購入対価及び関連する支払税金及び、当該資産を予定された用途に供するまでに生じた、当該資産に直接帰属するその他の支出を以って税額の算定基準とする。

(二) 自ら開発した無形資産は、開発過程における当該資産が資本化の条件に合致し、予定された用途に達するまでに生じた支出額を以って、税額の算定基準とする。

(三) 寄贈、投資、非貨幣性資産の交換、債務整理等の方式により取得した無形資産は、当該資産の公正価格及び関連する支払税額を以って、税額の算定基準とする。

第六十七条 無形資産は定額法により算定される償却費用を控除する。

無形資産の最低償却年数は10年以上とする。

投資或いは譲受無形資産として、関連法規或いは契約書において使用年数が約定されている場合には、規定或いは約定の使用年数に基づき償却する。

外部購入した営業権支出は、企業全体の営業譲渡或いは清算時において控除する。

第六十八条 企業所得税法第十三条第(一)号及び第(二)号に言う所の固定資産の改造建設支出は、建物、構築物の構造改変、使用年数の延長等により発生する支出を指す。

企業所得税法第十三条第(一)項に言う所の支出は、固定資産の見積使用可能年数に応じて、償却を行う。第(二)項に規定する支出は、契約で約定する残余賃借期間に応じて、償却を行う。

改造する固定資産の使用年数が延長となる場合、企業所得税法第十三条第(一)項及び第(二)項の規定を除き、減価償却の年数を適切に延長すること。

第六十九条 企業所得税法第十三条第(三)号に言う所の固定資産の大規模修理支出とは、同時に以下の条件に合致する支出を指す。

(一) 修理支出が、取得固定資産の税額算定基礎額の50%以上に達する

(二) 修理後の固定資産の使用可能年数が2年以上延長となる

企業所得税法第十三条第(三)号に言う所の支出は、固定資産の使用可能年数に応じて償却する。

第七十条 企業所得税法第十三条第(四)号に言う所のその他長期償却待ち費用とすべき支出は、費用発生月の翌月から期間償却し、期間償却年数は3年を下回ってはならない。

第七十一条 企業所得税法第十四条に言う所の投資資産は、企業の対外的な持分投資及び債権性投資により形成される資産を指す。

企業は投資資産を譲渡或いは処分するに際しては、投資資産の原価を控除することができる。

投資資産は以下の方法に基づき原価を確定する。

(一) 現金払方式により取得した投資資産は、購入対価を以って原価とする。

(二) 現金払以外の方式によって取得した投資資産は、当該資産の公正価格に関連する税金・費用の支払額を加えたものを原価とする。

第七十二条 企業所得税法第十五条に言う所の使用或は販売した在庫品は、企業が販売目的で保有する製品或いは商品、生産過程における仕掛品、生産或いは役務提供過程において費消する材料及び物品等を指す。

使用或は販売した在庫品は以下の方法を以って、原価を決める。

(一) 現金払方式により取得した使用或は販売した在庫品は、購入対価及び関連する税金支払額を以って原価とする。

(二) 現金払方式以外で取得する使用或は販売した在庫品は、当該在庫品の公正価格及び関連する税金支払額を以って原価とする。

(三) 生産性生物資産により獲得する農産物は、産出或いは収穫過程において生じた材料費、人件費及び配賦される間接費用等の必要支出額を以って、原価とする。

第七十三条 企業が使用或いは販売する棚卸資産の実際原価の算定方法は、先入先出法、加重平均法及び個別法のうちより選択することができる。計算方法は選択後、みだりに変更できない。

第七十四条 企業所得税法第十六条に言う所の資産正味値と第十九条に言う所の財産正味値は、関連資産、財産の税額算定基準から、規定に基づいて控除した減価償却、減耗、償却、引当金等を控除した後の残額を指す。

第七十五条 国务院財政、稅務主管部門が別途規定する他、企業の再編過程において、取引発生時に関連資産の譲渡所得或いは損失が確認された場合、関連資産は取引価格に応じて稅額算定基準を新たに確定する。

第三章 納稅すべき金額

第七十六条 企業所得稅法第二十二條に言う所の所得稅額の計算式は下記のとおりである。

所得稅額 = 納稅すべき所得額 × 適用稅率 - 減免稅額 - 控除稅額

算式中の減免稅額及び控除稅額は、企業所得稅法及び国务院の稅收優遇規定に従って減額、免除、控除される所得稅額を指す。

第七十七条 企業所得稅法第二十三條に言う所の国外既納付所得稅額は、企業が中国国外源泉所得を中国国外の稅收法規及び関連規定に従って納稅する義務があり且つ実際に納付した、企業所得稅としての性質を有する稅額を指す。

第七十八条 企業所得稅法第二十三條に言う所の相殺限度額は、企業の中国国外源泉所得を企業所得稅法及び本條例の規定に従って算定した納付所得稅額を指す。国务院財政、稅務主管部門の別途規定を除き、当該相殺限度額は国（地区）毎に分けて計算し、所得項目毎に分けて計算しない。計算式は以下の通りとする。

相殺限度額 = (中国国内外の課稅所得を企業所得稅法及び本條例規定に従い計算した所得稅總額) × (某国(地区)に源泉を有する課稅所得) ÷ (中国国内、国外課稅所得總額)

第七十九条 企業所得稅法第二十三條に言う所の5年度とは、企業が獲得した中国国外源泉所得について、中国国外で既に納付した企業所得稅的性質を有する稅額の相殺限度額を超過した年の翌年から起算して、連続する5ヵ年の納稅年度を指す。

第八十条 企業所得稅法第二十四條に言う所の直接支配は、内国企業が直接、外国企業の20%以上の持分を所有することを指す。

企業所得稅法第二十四條に規定する間接支配は、内国企業が間接的に外国企業の持分を20%以上所有することを指し、具体的な認定方法は国务院財政、稅務主管部門が別途規定する。

第八十一条 企業が企業所得稅法第二十三條、第二十四條の規定に基づき企業所得稅額を相殺するにあたっては、中国国外稅務機關が発行する稅額計算對象年度が記載された納

税証憑を提出する。

第四章 税収優遇

第八十二条 企業所得税法第二十六条第（一）号に言う所の国債利息収入は、企業が国務院財政部門の発行する国債から取得する利息収入を指す。

第八十三条 企業所得税法第二十六条第（二）号に言う所の条件に合致する内国企業間の株式配当金と投資配当金等の權益性投資収益は、内国企業が他の内国企業に直接投資して取得する投資収益を指し、企業所得税法第二十六条第（二）号及び第（三）号に言う所の株式配当金と投資配当金等の權益性投資収益には、公開発行され、かつ上場・流通する株式の12ヶ月を超えない期間保有して取得する投資収益は含まれない。

第八十四条 企業所得税法第二十六条第（四）号に言う所の条件に合致する非営利公益組織は、同時に以下の条件を充足する組織を指す。

- （一）法に従い非営利公益組織としての登記手続を履行している。
 - （二）公益性或いは非営利性活動に従事している。
 - （三）取得した収入のうち、当該組織と関係する合理的な支出を除き、全て登録或いは定款に規定する公益性或いは非営利性事業に用いる。
 - （四）財産及びそこから生じる利息を配当に用いない。
 - （五）登録或いは定款の規定に基づき、当該組織の登記抹消後の残余財産は、公益或いは非営利目的、或いは登記管理機構によって当該組織と同様の性質や趣旨をもつ組織への譲渡に用いられ、社会に公告される。
 - （六）投資者は投資した当該組織の財産に対し、いかなる財産権も留保或いは享受しない。
 - （七）従業員の賃金福利費用が規定の比率内に制御され、当該組織資産の分配を受けない。
- 前項に規定する非営利組織の認定管理弁法は、国務院財政、税務主管部門が国務院の関連部門と共同で制定する。

第八十五条 企業所得税法第二十六条第（四）号に言う所の条件に合致する非営利公益組織の収入には、非営利公益組織が営利活動に従事して取得する収入は含まれないが、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除く。

第八十六条 企業所得税法第二十七条第（一）号に規定する、企業が従事する農業、林業、牧畜業、漁業事業の所得は、企業所得税を免除、減額する。

(一) 企業が従事する下記項目における所得は、企業所得税を免除する。

1. 野菜、穀類、薯類、植物油の原料、豆類、綿花、麻類、製糖類、果物、堅果の栽培
2. 農作物の新種の選択育成
3. 漢方薬材種の栽培
4. 林木の育成及び植樹
5. 家畜、家禽の飼育
6. 林産品の採集
7. 灌漑、農産品一次加工サービス、獣医、農業技術の普及、農機作業及び補修等の、林業、牧畜業、漁業のサービス事業
8. 遠洋捕獲

(二) 企業が従事する下記事業における所得は、企業所得税を半減して徴収する。

1. 花卉、茶及びその他の飲料作物及び香料作物の栽培。
2. 海水養殖、内陸養殖

企業が従事する国家の発展禁止、制約事業は、本条例規定の企業所得税収優遇を享受できない。

第八十七条 企業所得税法第二十七条第(二)号に言う所の国家重点支援の公共基礎施設プロジェクトは、《公共インフラ施設事業企業所得税優遇目録》内の港口埠頭、飛行場、鉄道路線敷設、道路、都市公共交通、電力、水利等の事業を指す。

企業が従事する前項規定の国家重点支援の公共基礎施設プロジェクトの投資経営所得は、当該項目により獲得した生産経営収入の帰属する初年度から起算して、第1年目から第3年目の企業所得税を免除し、第4年目から第6年目の企業所得税を半減して企業所得税を徴収する。

企業の請負経営、請負建設及び自家使用する本条規定事業は、本条規定の企業所得税の優遇を受けることはできない。

第八十八条 企業所得税法第二十七条第(三)号に言う所の条件に合致する環境保護、省エネルギー、節水事業所得は、公共污水处理、公共ごみ処理、メタンガス総合開発利用、省エネルギー・排気ガス削減の技術改造、海水淡水化等が含まれる。具体的な条件と範囲は、国务院財政、税務主管部門及び国务院関連部門が制定し、国务院の批准を得た後公布施行される。

企業が従事する前項規定の条件に合致する環境保護、省エネルギー、節水事業には、当該項目により獲得した生産経営収入の帰属する初年度から起算して、第1年目から第3年目の企業所得税を免除し、第4年目から第6年目の企業所得税を半減して企業所得税を徴収する。

第八十九条 本条例第八十七条及び第八十八条に規定する減免税優遇の享受項目に基づき、減免税期間内に譲渡した場合、譲受者は譲渡された日より起算して、残余期間内であれば規定の減免税優遇を享受することができる。減免税期間の満期後に譲渡した場合、譲渡者は当該項目の減免税優遇を繰返し享受することができない。

第九十条 企業所得税法第二十七条第(四)号に規定する、条件に適合する技術譲渡所得の免除、企業所得税の優遇とは、納税年度内に内国企業の技術譲渡所得が500万元以内部分は企業所得税を免除し、500万元を超える部分は企業所得税を半減して納付することを指す。

第九十一条 非内国企業が企業所得税法第二十七条第(五)号に規定する所得を取得する場合、10%の税率により企業所得税を計算する。以下の所得は、企業所得税を免除する。

- (一) 外国政府が中国政府に資金を提供して取得する利子所得。
- (二) 国際金融組織が中国政府及び内国企業に優遇された資金を提供して取得する利子所得。
- (三) 国务院より許可されたその他の所得。

第九十二条 企業所得税法第二十八条第一項に言う所の条件に符合する中小企業は、制限及び禁止事業以外の事業に従事すると同時に、以下の条件を充足する企業を指す。

- (一) 工業企業の場合、年度課税所得額が30万元、従業員数が100人、資産総額が3000万元をそれぞれ超えない場合
- (二) その他企業の場合、年度課税所得が30万元、従業員数が80人、資産総額が1000万元をそれぞれ超えない場合

第九十三条 企業所得税法第二十八条第二項に言う所の国家が重点的に支援する高新技术企業は、国家に技術特許権の登記をしていると同時に以下の条件に合致する企業を指す。

- (一) 製品(サービス)が《国家が重点支援するハイテク領域》の範囲に属していること
- (二) 研究開発に用いる費用の売上高に占める比率が、規定の比率以上であること

(三) ハイテク製品(サービス)売上の企業総売上に占める比率が、規定の比率以上であること

(四) 研究開発部員の企業従業員総数に占める比率が、規定の比率以上であること

(五) ハイテク企業の認定管理方法が規定するその他の条件を充足すること

《国家の重点支援するハイテク領域》及びハイテク技術企業認定管理方法は、国務院科学技術、財政、税務主管部門が国務院の関連部門と共同で制定し、国務院の批准を経て施行を公布する。

第九十四条 企業所得税法第二十九条に言う所の民族自治地方とは、《中華人民共和国民族区域自治法》の規定に従って民族区域における自治を行う自治区、自治州、自治県を指す。

民族自治地方内の、国家制限類、禁止類に属する企業は、企業所得税の減免優遇を享受できない。

第九十五条 企業所得税法第三十条第(一)号に言う所の研究開発費用の控除は、企業の新技術、新製品、新工艺技術の開発において生じる研究開発費用が、無形資産を形成せず、当期の損益に計上される場合、実額を控除した上で、研究開発費用の50%を割増控除する。

無形資産を形成する場合、無形資産の原価の150%を以って償却計算する。

第九十六条 企業所得税法第三十条第(二)号に言う所の企業が雇用する身体障害職員への支払給与の控除は、企業が身体障害職員を雇用する場合、実際に身体障害者に支払う給与実額を損金控除した上で、身体障害従業員に支払う給与の100%を割増損金控除することを指す。

身体障害職員は、《中華人民共和国身体障害者保障法》の関連規定に適用する従業員を指す。

企業所得税法第三十条第(二)号に言う所の企業が雇用するその他従業員に支払う給与の控除の方法は、国務院が別途規定する。

第九十七条 企業所得税法第三十一条に言う所の課税所得額の相殺は、ベンチャーキャピタル企業が權益性投資形式で未上場の中小ハイテク企業に対し、2年以上の期間にわたり投資する場合、当該中小ハイテク企業への投資額の70%を、持分保有期間の満二年目に当該ベンチャーキャピタル企業の課税所得額から相殺する。相殺条件と合致するが、相殺当年

度に相殺しきれない場合、翌年の納税年度に繰越して相殺する。

第九十八条 企業所得税法第三十二条に規定する減価償却年数の短縮、或いは加速減価償却の採用が可能である固定資産には、以下のものが含まれる。

- (一) 技術の進歩、製品の更新により、モデルチェンジが比較的速い固定資産
- (二) 通年にわたり強震度、高腐蝕状態にある固定資産

減価償却年数の短縮法を採用する場合、減価償却年数は最短でも本条例第六十条に規定する減価償却年数の60%を下回ってはならず、加速減価償却法を採用する場合は、二倍定率法或いは級数法により計算する。

第九十九条 企業所得税法第三十三条に言う所の減額計算は、企業が《資源総合利用企業所得税優遇目録》に規定する資源を主たる原材料として、国家が規制、禁止せず、かつ国家及び業界の関連基準と合致する製品を生産して取得する収入を、その90%を売上総額として計算することを指す。

前項に規定する原材料が生産製品材料に占める割合は、《資源総合利用企業所得税優遇目録》に定める基準以上でなければならない。

第一百条 企業所得税第三十四条に言う所の税額相殺は、企業が購入し実際に《環境保護専用設備企業所得税優遇目録》、《省エネルギー、節水専用設備企業所得税優遇目録》及び《安全生産専用設備企業所得税優遇目録》に規定する環境保護、省エネルギー・節水、安全生産等の専用設備を使用する場合、当該専用設備投資額の10%を企業の当年度の所得税額から税額控除することを指す。

当年において相殺できない部分は、翌年以降の5納税年度にわたり繰越相殺することができる。

前項規定の企業所得税優遇を享受する企業は、実際に前項規定の専用設備を購入し、自身で使用を開始することを条件とし、上記専用設備を購入後5年以内に譲渡、賃借した場合、企業所得税の優遇享受は停止となり、既に相殺した企業所得税額を追加納付しなければならない。

第一百一条 本章第八十七条、第九十九条、第一百条に言う所の企業所得税の優遇目録は、国务院財政、税務主管部門が国务院の関連部門と共同で制定し、国务院の批准を得た後、施行公布する。

第一百二条 企業が同時に異なる所得税率の事業に従事する場合、当該優遇事業の所得は

単独で計算し、企業の期間費用を合理的に配分する。単独で算定できない場合は、企業所得税収優遇も享受できない。

第五章 源泉徴収

第百三条 企業所得税法に従い、非内国企業が納付すべき企業所得税に対し源泉徴収を実行する場合、企業所得税法第十九条の規定に基づき、課税所得を算定する。

企業所得税法第十九条に規定する収入全額は、非内国企業が支払者から受領する全ての代金及び代金以外の費用を指す。

第百四条 企業所得税法第三十七条に言う所の支払人は、関連する法規或いは契約の規定に基づき、非内国企業へ関連代金を直接負担し支払う義務のある単位或いは個人を指す。

第百五条 企業所得税法第三十七条に規定する支払には、現金払い、一括払い、振替払い、及び権益の兌換価値による支払等、貨幣及び非貨幣による支払が含まれる。

企業所得税法第三十七条に言う所の期限到来時に支払うべき金額は、支払者が発生主義の原則に従い関連する原価、費用に計上すべき未払代金を指す。

第百六条 企業所得税法第三十八条に規定する源泉徴収義務人の指定する場合は、以下の状況を含む。

(一) 工事作業或いは役務提供期限の予定が一納税年度を越えず、証憑を根拠として納税義務の不履行を表明できる場合。

(二) 税務登記或いは臨時税務登記の手続がなく、中国国内の代理人に納税義務の履行を委託していない場合。

(三) 企業所得税の納税申告或いは予納申告を規定の期限に従わずに行う場合。

前項規定の源泉徴収義務人は、県段階以上の税務機関が指定し、同時に源泉徴収義務人に控除税額の算定根拠、算定方法、源泉徴収期限及び源泉徴収方式を告知する。

第百七条 企業所得税法第三十九条に言う所の所得の発生地は、本条例第七条に規定する原則に従って確定した所得の発生場所を指し、中国国内に複数の所得発生地が存在する場合、納税者が企業所得税の申告納税を行う場所を一箇所選定する。

第百八条 企業所得税法第三十九条に言う所の当該納税者の中国国内におけるその他の収入とは、当該納税者が中国国内で取得する源泉が中国にあるその他収入を指す。税務機関は当該納税者の要納税額を追徴するにあたり、税金の追徴理由、追徴額、納付期

間及び納付方式等を当該納税者に告知する。

第六章 特別納税調整

第百九条 企業所得税法第四十一条に言う所の関連方とは、企業と下記の関係を有する企業、その他組織或いは個人を指す。

- (一) 資金、経営、売買等の分野で、直接的或いは間接的な支配関係にある
- (二) 直接的或いは間接的に同じ第三者により管理される
- (三) 利益において関連関係を有するその他の関係

第百十条 企業所得税法第四十一条に言う所の独立取引の原則は、関連関係にない取引各当事者が、公正取引価格及び経営上の常識に則って行う取引原則を指す。

第百十一条 企業所得税法第四十一条に言う所の合理的な方法には以下が含まれる。

(一) 非制御価格基準法は、関連関係にない取引各当事者が同類の或いは類似する業務の取引の対価に基づいて、価格を決定する方法を指す。

(二) 再販売価格基準法は、関連方から購入した商品を関連関係のない取引相手方に再販売する価格から、同類の或いは類似する業務の売上総利益を控除して価格を決定する方法を指す。

(三) 原価基準法は、原価に合理的な費用及び利益を加算して価格を決定する方法を指す。

(四) 取引単位営業利益法とは、関連関係にない取引各当事者が同類の或いは類似する取引に従事して獲得する営業利益水準に基づき、利益を確定する方法を指す。

(五) 利益分割法は、企業及びその関連方の合算利益或いは欠損を当事者各方の間で合理的な基準を以って分配する方法を指す。

(六) その他、独立企業間取引原則に合致する方法。

第百十二条 企業は企業所得税法第四十一条第二項の規定に基づき、独立企業間取引の原則に従って関連方と共同で分担するコストが発生する場合、コスト分担契約を締結する。企業がその関連方とコストを共同して負担する場合、原価とその予測収益の対応原則に基づき配分計算を行い、税務機関が規定する期間内に、税務機関の要求に応じて関連資料を提出する。

企業とその関連方がコストを共同負担するにあたり本条第一項、第二項の規定に違反した場合、自身で分担した原価は課税所得を算定する時に控除することができない。

第百十三条 企業所得税法第四十二条に言う所の事前確認協議は、企業が将来年度の関連方取引における移転価格の価格決定原則及び算定方法を税務機関に申請し、税務機関と独立企業間取引の原則に基づいて協議し、確認して締結に至る協議を指す。

第百十四条 企業所得税法第四十三条に言う所の関連資料には、以下の資料を含む。

- (一) 関連方取引に係る価格、費用の設定基準、計算方法及び説明等の各年度資料
- (二) 関連方間取引に係る財産、財産使用权、役務等の再販売（譲渡）価格或いは最終販売（譲渡）価格の関連資料
- (三) 関連方間取引調査に係る他の企業が提供しなければならない、被調査企業の比較対象となり得る製品価格、価格設定方式及び利益水準等の資料
- (四) その他関連方間取引に関する資料企業所得税法第四十三条に規定する、関連方間取引調査に係る他の企業とは、被調査企業と生産経営内容及び方式が類似する企業を指す。

企業は関連方間取引と関係のある価格、費用の設定基準、計算方法及び説明等の資料を税務機関が規定する期間内に提出しなければならない。関連方及び関連方取引調査に係る他の企業は、税務機関と約定した期限内に関連資料を提供しなければならない。

第百十五条 税務機関が企業所得税法第四十四条の規定に従い企業の課税所得を査定する場合、以下の方法を用いることができる。

- (一) 同類或いは類似する企業の利益水準を参考に査定する
- (二) 企業の原価に合理的な費用及び利益を加算する方法により査定する
- (三) 関連企業グループ全体の利益を合理的な比率に基づき査定する
- (四) その他、合理的な方法に基づき査定する

企業は、税務機関が前項に規定する方式に従って算定した課税所得に対し異議がある場合、関連証憑を提供し、税務機関の認定を経た後、査定された課税所得を調整する。

第百十六条 企業所得税法第四十五条に言う所の中国居住者は、《中華人民共和国個人所得税法》の規定に基づいて、中国国内外で取得する所得に対する個人所得税を中国にて納税する個人を指す。

第百十七条 企業所得税法第四十五条に言う所の支配は、下記の関係を含む。

- (一) 内国企業或いは中国居住者が直接的或いは間接的に、外国企業の10%以上の議決権をそれぞれ保有し、且つ当該外国企業の50%以上の株式を共同で保有する場合

(二) 内国企業或いは内国企業及び中国居住者の持分比率は第(一)号に規定する基準には達していないが、株式、資金、経営、販売等の方面で、当該外国企業を実際に支配する場合

第一百八条 企業所得税法第四十五条に言う所の、実際の税負担額が企業所得税法第四十条第一項で定める税率より明らかに低いとは、企業所得税法第四十条第一項に定める税率の50%より低いことを指す。

第一百九条 企業所得税法第四十六条に言う所の債権性投資は、企業が直接的或いは間接的に関連方から得るものであり、元金の返済及び利子の支払い、或いはその他の支払利息の性質を有する方式により補償する必要がある融資を指す。

企業が間接的に関連方から受ける債権性投資は以下のものを含む。

- (一) 関連方が独立第三者を通じて提供する債権性投資
- (二) 独立第三者が提供するが、関連方が担保し、更に連帯責任を負う債権性投資
- (三) その他間接的に関連方から取得する実質的に負債とみなされる債権性投資

企業所得税法第四十六条に言う所の資本性投資は、企業が受取る返済不要元金及び支払利息であり、投資者が企業純資産に対し所有権を有する投資を指す。

企業所得税法第四十六条に言う所の基準は、国务院財政、税務主管部門が別途規定する。

第一百二十条 企業所得税法第四十七条に言う所の合理的な商業目的を具備しないとは、納税額の減少、免除、或いは遅延を主な目的とすることを指す。

第一百二十一条 企業所得税務機関が税法法律、行政法規の規定に基づき、企業に対し特別納税調整を行う場合、追徴される税額に対しては、税額帰属納税年度の翌年の6月1日から追徴までの期間における日割利息を追加徴収する。前項に規定する追徴利息は、課税所得の計算において控除できない。

第一百二十二条 企業所得税法第四十八条に言う所の利息は、税額帰属納税年度における、中国人民銀行が公布する、追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率に5%を加えた率で算定する。

企業は企業所得税法第四十三条及び本条例の規定に従って関連資料を提供する場合、前項に規定する人民元の貸付金の基準利率のみに基づいて利息を計算することができる。

第一百二十三条 企業とその関連方間の取引において、独立取引原則に合致しない、或いは企業がその他合理的な商業目的を具備しない手配を実施している場合、税務機関は当該

業務の発生から10年を遡り、納税調整を行うことができる。

第七章 徴収管理

第二百二十四条 企業所得税法第五十条に言う所の企業の登記登録地は、企業が国家の関連規定に従い登記登録を行う所在地を指す。

第二百二十五条 企業が合算し且つ企業所得税を納税する時は、課税所得を統一計算しなければならないが、具体的な方法は国务院財政、税務主管部門が別途規定するものとする。

第二百二十六条 企業所得税法第五十一条に言う所の主な機構、拠点は、同時に下記の条件を有する機構、拠点を指す。

(一) その他各機構、場所の生産経營業務に対し、管理監督責任を負う。

(二) 完備された帳簿、証憑を揃えており、各機構、場所の収入、原価、費用及び損益の状況を正確に反映できる。

第二百二十七条 企業所得税法第五十一条に言う所の税務機関の審査承認は、各機構、拠点の所在地における税務機関の共通の上級税務機関による審査を経た承認を指す。

非内国企業は企業所得税の一括納付の許可を経て、機構、拠点の増設、合併、移転、廃業、或いは機構、拠点の業務を停止する場合、企業所得税納付の合算申告を担う主な機構、拠点より事前に当該所在地の税務機関に報告する。企業所得税納付の合算申告を行う機構、拠点の変更が必要な場合、前項規定によって処理する。

第二百二十八条 企業所得税を月毎或いは四半期毎に予納する場合、税務機関が具体的に査定する。

企業が企業所得税法第五十四条の規定に基づいて、月毎或いは四半期毎に企業所得税を予納する際、月毎或いは四半期毎の実際の利益額に応じて予納する。月毎或いは四半期毎の利益額の予納が困難である場合は、前納税年度の課税所得額の月毎或いは四半期毎に平均額を予納し、または、税務機関の認可を受けたその他の方法に応じて予納することができる。予納方法は確定後、当該納税年度内でみだりに変更できない。

第二百二十九条 企業は納税年度内の損益が利益か損失かに関わらず、企業所得税法第五十四条で定める期間内に、税務機関に企業所得税の予納申告表、年度企業所得税の申告表、財務会計報告表及び税務機関の規定する報告すべきその他の関連資料を提出する。

第二百三十条 企業の所得を人民元以外の通貨で算定する場合、企業所得税の予納時には、

月毎或いは四半期毎に最終日の人民元中間為替レートを基に人民元に換算し課税所得額を算定する。年度終了後に確定申告を行う場合、月毎或いは四半期毎に予納した人民元以外の通貨を、再度換算して算定することはせず、当該年度内で未納税となっている企業所得税の部分のみ、納税年度最終日の人民元中間為替レートに応じて、人民元に換算して課税所得額を算定する。

税務機関の検査を受け、企業が前項規定の所得を過少或いは過大に計上していた場合、追徴税額或いは還付税額を検査確認し、前月の最終日の人民元中間為替レートを基に、過少或いは過大計上した所得を人民元に換算して課税所得額を算定し、未納付税額或いは未還付税額を再度計算する。

第八章 附則

第三百三十一条 企業所得税法第五十七条第一項に言う所の本法公布前に設立批准許可を受けた企業は、企業所得税法公布前にすでに登記登録を完了している企業を指す。

第三百三十二条 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区における設立企業は、企業所得税法第二条第二項、第三項に適用する関連規定を参照執行する。

第三百三十三条 本条例は2008年1月1日より施行する。1991年6月30日に国務院が公布した《中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則》及び1994年2月4日に財務部が公布した《中華人民共和國所得税暫定条例実施細則》は同時に廃止される。

注記:

本中華人民共和國企業所得税法実施条例の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され交付されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。